

# URBAN-REPORT

## 火災保険と地震保険

大きな地震が起きる度に、火災保険だけで大丈夫かな？地震保険に入らなくて良いかな？と考える事が度々あり、約2年前に私は自宅で加入している火災保険に追加するかたちで地震保険に加入しました。その際にいろいろと学んだことをお伝えできればと思います。



まず、今回私が地震保険への加入を決断したきっかけですが、火災保険のみに加入している状態で隣家からの火事に遭った場合、通常は火災保険で損害を補償できます。しかし、その出火原因が地震だった場合、火災保険の対象にはならない。そして、それは失火責任法により、原則として出火元の隣人に損害賠償請求することもできない。そして、火災保険ではカバーできない損害が生じた際に、被災後に貯蓄のみで生活を再建できるかを考えた時に非常に難しいと判断したからです。

日本は世界でも有数の地震多発国であり、過去に関東大震災（1923年）、阪神・淡路大震災（1995年）、東日本大震災（2011年）など、甚大な被害をもたらす地震を経験してきました。このような国土環境の下で、火災保険と地震保険は個人や世帯が生活資産を保護するための重要なリスクマネジメント手段です。火災保険と地震保険は、どちらも大切な住まいや家財を守るための保険ですが、それぞれ補償範囲や特徴が異なります。両方のメリットとデメリットをお伝えしていきます。

### 《火災保険の概要と特徴》

火災保険は、「住まいの総合保険」と呼ばれ、住宅や家財を対象とし、火災や自然災害や盗難などの日常生活の幅広いリスクによる損害を補償する保険です。建物単体、家財単体、または建物と家財の両方を対象に契約可能であり、契約者の選択によって特約を追加することで補償範囲を拡張することもでき、具体的には以下のリスクが補償されます。

- 火災（失火やもらい火による損害）
- 破裂・爆発（ガス漏れ等）
- 水災（豪雨や洪水による浸水）
- 盗難による損害
- 落雷による損害
- 風災、雹（ひょう）災、雪災
- 建物外部からの衝突物による損害
- 不測かつ突発的な事故（自然災害に起因しない偶発的損害）

### ○火災保険のメリット

- 1、幅広いリスク補償：台風や集中豪雨による水災、落雷ひょう、大雪などの自然災害、さらには盗難や偶発的な破損・汚損まで補償対象となります。
- 2、生活費・修繕費の補填：建物本体だけでなく、家の中にある家電、家具、衣類などを「家財」として契約できます。火災で家財がすべて燃えてしまった場合や、空き巣による盗難被害、子どもがテレビを壊してしまった場合なども補償対象になります。
- 3、時価ではなく「再調達価額」での補償が主流  
現在の火災保険の多くは、被害を受けた建物を「今、新しく建て直す(買い直す)ために必要な金額」を基準に保険金を支払います。経年劣化による価値の減少を差し引かないため、生活再建がスムーズです。
- 4、保険金請求によるデメリットがない：自動車保険のように、保険を使用したことによって翌年度の保険料が上がる心配はありません。保険金の請求回数に制限もありません。

### ○火災保険のデメリット

- 1、地震が原因の損害は「原則対象外」  
地震による火災（延焼を含む）、地震による倒壊、津波による流失は、火災保険では一切補償されません。これに備えるには地震保険への加入が必須です。
- 2、保険料の地域差・構造差が大きい  
台風被害の多い地域や、燃えやすい木造建築の場合、保険料が割高になります。また、近年の自然災害増加に伴い、業界全体で保険料の値上げ傾向が続いている。
- 3、自己負担額（免責金額）の設定に注意が必要  
「20万円以上の損害でないと支払われない」といった免責設定を見落としていると、小さな被害では1円も受け取れないことがあります。

## 《地震保険の概要と特徴》

地震保険は、地震や噴火、津波によって被害を受けた建物や家財を補償する保険であり、火災保険に付帯して加入する形で契約します。単独契約はできず、火災保険契約が前提となります。国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い制度です。



### 補償対象と限度額

- ・建物: 火災保険金額の30~50%、上限5,000万円
- ・家財: 火災保険金額の30~50%、上限1,000万円
- ・損害区分: 全損(100%)、大半損(60%)、小半損(30%)、一部損(5%)

被害状況の判定には、補償対象の建物・家財の主要部分に対する損害度合いが用いられる。

門、塀、垣、給排水設備などは原則補償対象外である。

### ○地震保険のメリット

1. 地震リスクに備える: 火災保険で補償されない地震・津波による損害をカバー。  
地震が原因で家が焼失したり、津波で流されたりした場合、頼れるのは地震保険だけです。日本はどこで地震が起きてもおかしくない「地震大国」であるため、最大の安心材料となります。
2. 生活再建の補助: 保険金は用途制約がなく、修繕費や生活支援、住宅ローン返済に活用可能。地震保険は「建物を元通りにする」ことよりも「被災者の当面の生活を支える」ことを目的とするため、損害認定(全損・大半損・小半損・一部損)が比較的シンプルに行われ、迅速な対応が行なわれる。
3. 税制優遇: 年間支払保険料の一定額が所得控除対象となり、所得税・住民税の軽減が可能。
4. 公的な支援体制: 地震保険は政府と民間の損害保険会社が共同で運営しており、大規模な地震が発生した場合でも保険金が確実に支払われるような体制が整っています。

### ○地震保険のデメリット

1. 補償限度額の制約: 建物・家財とも全額補償は原則不可。実際の損害をすべてカバーできない場合がある。
2. 火災保険とのセット加入が必要: 地震保険は火災保険に付帯する形式でしか契約できない。
3. 保険金の支払い基準: 損害の程度が「一部損」に至らない場合や、門や塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害では保険金が支払われません。保険金は、損害の程度に応じて「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4段階で支払われます。

項目	火災保険	地震保険
主な補償内容	火災、風水害、落雷、盗難、事故	地震、噴火、津波、地震による火災
地震による損害	対象外	対象
保険金額	再調達価額(100%)	火災保険の30%~50%
単独加入	可	不可(火災保険必須)
運営形態	民間損保(営利)	国と民間の共同(非営利)
保険料	保険会社ごとに異なる	全社共通(所在地・構造による)
所得税控除	なし(旧長期契約除く)	あり(地震保険料控除)

### ○まとめ

火災保険と地震保険は、個人の生活資産や社会全体のリスク軽減において重要な手段です。火災保険は幅広い日常リスクに対応でき、地震保険は地震・津波による損害に特化した補償を提供します。双方を理解し、適切に組み合わせることで、災害時の生活再建や資産保全に大きく寄与することができます。特に、日本のような災害多発国では、火災保険と地震保険の両方に加入することが個人・世帯の安心を保障するという観点から不可欠であると感じました。今回のレポートを通して、万が一の備えを考える機会にしていただければ幸いです。